

訪問看護料金表（精神科） ビジット京都東山

※医療保険のサービスを利用する場合は、保険証の負担割合や自己負担限度額等により、負担額が異なります

(1) 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)				
(1日につき)		週3日目まで	週4日目以降	
保健師・看護師・理学療法士等	(1)30分以上	5,550円	6,550円	
	(2)30分未満	4,250円	5,100円	
准看護師	(1)30分以上	5,050円	6,050円	
	(2)30分未満	3,870円	4,720円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)				
(1日につき) 同一建物居住者		週3日目まで	週4日目以降	
保健師・看護師・理学療法士等	同一日2人	(1)30分以上	基本療養費(Ⅰ)と同一料金	
		(2)30分未満		
	同3人以上	(1)30分以上	2,780円	3,280円
		(2)30分未満	2,130円	2,550円
准看護師	同一日2人	(1)30分以上	基本療養費(Ⅰ)と同一料金	
		(2)30分未満		
	同3人以上	(1)30分以上	2,530円	3,030円
		(2)30分未満	1,940円	2,360円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)				
(1日につき) 入院中外泊時(※1)		8,500円		

※1 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

(2) 訪問看護管理療養費

月の初日	7,440円/回
2日目以降	3,000円/回

(3) 精神科訪問看護基本療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
精神科緊急訪問看護加算	2,650 円/日	主治医の指示により緊急の訪問を行った場合 なお、主治医の対応していない時間帯においては、連携先の保険医療機関の指示により緊急の訪問を行った場合にも算定できる
精神科複数回訪問看護加算		
1 日 2 回	4,500 円	主治医の指示に基づき 1 日に 2 回の訪問を行った場合
1 日 3 回以上	8,000 円	主治医の指示に基づき 1 日に 3 回の訪問を行った場合
長時間精神科訪問看護加算	5,200 円	1 回の訪問看護が 90 分を越えた場合 (週に 1 日を限度として算定。別に厚生労働大臣が定める疾病等は週 3 日まで)
複数名精神科訪問看護加算		30 分未満の場合を除く
1 日 1 回	4,500 円	
1 日 2 回	9,000 円	同時に看護師・保健師または作業療法士と訪問
1 日 3 回以上	14,500 円	
1 日 1 回	3,800 円	
1 日 2 回	7,600 円	同時に准看護師と訪問
1 日 3 回以上	12,400 円	
1 日 1 回	3,000 円	同時に看護補助者または精神保健福祉士と訪問
1 日 2 回		(週 1 日)
1 日 3 回以上		
夜間・早朝加算	2,100 円	夜間 (18 時~22 時) または早朝 (6 時~8 時)
深夜加算	4,200 円	深夜 (22 時~6 時)

(4) 訪問看護管理療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
24 時間対応体制加算	6,400 円/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合
特別管理加算	2,500 円/月	特別な管理を必要とする場合
	5,000 円/月	重症度の高い場合
退院時共同指導加算	8,000 円/回	退院・退所に当たり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して指導を行った場合、入院中に 1 回算定(がん末期等は 2 回まで算定可)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回	在宅で通院困難な患者の急変や診療方針の変更に伴い医療従事者と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合 (ICT の活用も可)
特別管理指導加算	2,000 円/回	特別な管理を必要とする利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定
退院支援指導加算	6,000 円/回	退院日に在宅において必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月	各痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合
精神科重症患者支援管理連携加算	8,400 円/月	精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する場合
	5,800 円/月	精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する場合